

正 会 員 各 位

(一社)全国ＬＰガス協会

高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令等に対する意見募集の結果および施行について（お知らせ）

標記につきまして、令和８年８月３日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ８第９８号において経済産業省における省令等の改正に伴う意見募集についてお知らせしたところです。

このたび、その結果が公表されましたのでお知らせいたします。

なお、この結果を踏まえ「高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」等の改正が本年１０月１日付で施行されましたので合わせてお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

記

【省令等に対する意見募集結果：経済産業省ホームページ掲載アドレス】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595126111&Mode=1>

【省令等改正概要：経済産業省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2026/09/20260930.html

【改正概要】

- ① 高圧ガス製造保安責任者免状等のプラスチックカード化等の交付に係る規定の整備
試験則、ＬＰ則及び基本通達において、高圧ガス製造保安責任者免状、高圧ガス販売主任者免状、液化石油ガス設備士免状、充てん作業者講習修了証及び高圧ガス移動監視者講習修了証をプラスチックカードにより交付するための規定を整備するとともに、試験則及びＬＰ則において受験願書の顔写真を免状の写真として利用可能とするための規定を整備するほか、試験則においては氏名変更の場合についても免状の再交付を可能とするための規定の整備を行う。

② 引用規格の改正に伴う例示基準として適用可能な地震動の拡大

耐震告示運用通達において引用している規格（KHKS 0861 及び KHKS 0862）が改正され、局所的な地震動を考慮した耐震評価の算定手法が確立されたことから、例示基準として適用出来るよう改正を行う。

③ 容器則例示基準における引用規格の改正に伴う年号更新

容器則例示基準において引用している規格のうち、「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準 KHKS 0121」について、既存の試験手順の適正化等の改正が 2025 年に行われた。この改正を踏まえ、高圧ガス保安協会が一般詳細基準審査を行った結果、容器則に規定する機能性基準に適合するものであると認められたため、容器則例示基準において引用している当該規格の年号を更新する改正を行う。

④ その他運用の適正化

過去の改正内容の反映等、規定の適正化を行うため、基本通達の改正や施行令関係告示通達の廃止制定を行う。

【公布・施行日】

令和 8 年 10 月 1 日（木）

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 今市、國坂